

子育て支援の 各種制度をご利用ください

一時預かり

保護者の病気などで、緊急・一時的に子どもの保育ができなくなった場合に、昼間の子どもを預かり保育します。

対象児童

保護者の病気や出産、事故等で、緊急・一時的に保育ができなくなった児童が対象です。また、保護者の育児等による負担解消などの私的な理由でも利用できます。

利用方法

希望する保育園に直接お申し込みください。下表以外の保育園でも、自主的に一時預かりを実施しています。実施については、各保育園にお問い合わせください。

●実施園及び利用料金 ※ おやつ代等、別途料金が必要になる場合があります。

保育所名	住所	電話番号	時間	利用料金
松下保育園	西原1丁目	☎ 42-2769	8:00～18:00	4時間以内=1,000円/日 超過1時間=200円
高隈保育園	上高隈町	☎ 45-2039	7:00～18:30	0歳：2,000円、1～2歳：1,600円 3歳以上：1,000円 ※半日の場合は半額
光華保育園	花岡町	☎ 46-3764	7:00～19:00	1時間=0歳：350円 1～2歳：300円 3歳：250円 4歳以上：200円
わかば保育園	寿4丁目	☎ 44-5234	8:00～17:00	半日=1,000円、1日=2,000円 ※1時間延長ごとに200円
ひばり保育園	串良町細山田	☎ 62-3377	8:30～18:00	4時間以内=1,000円/日 4時間超=2,000円/日
洗心保育園	串良町有里	☎ 63-9192	7:30～18:30	半日=1,000円、1日=2,000円
ふたば保育園	串良町下小原	☎ 63-2620	7:10～18:10	4時間以内=1,000円/日 超過1時間=200円
つるみね保育園	吾平町上名	☎ 58-6262	7:30～18:00	1時間=200円
光明保育園	輝北町上百引	☎ 099-486-0562	7:00～18:00	半日=500円、1日=1,000円

児童手当

中学校3年生までの子どもを養育している人に児童手当を支給します。

支給対象となる子ども

0歳から中学校卒業まで(0歳～15歳)になった後の最初の3月31日)
※留学等の理由を除き子どもが国外に居住している場合、児童手当の対象となりません。

※公務員は、勤務先での申請が必要です。

※子どもが児童養護施設等の施設に入所している場合、児童手当は原則として施設の設置者へ支給します。

手当額(月額)

○0歳から3歳未満
115,000円
○3歳から小学校修了前(第1子、第2子)
110,000円

○3歳から小学校修了前(第3子以降)
115,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)養育している児童のうち3子以降をいいます。

○小学校修了後中学校修了前 110,000円
※申請者の所得が所得制限を超えた場合は、特例給付として児童一人につき、月額5,000円の支給となります。

支払月

6月、10月、2月にそれぞれ4か月分(支給月の前月分まで)が支給されます。

申請手続きが必要な人

①出生等により、新たに養育する子どもができた人
②他の市町村から転入をした人

申請方法

申請者(主に生計を維持している人)の保険証、預金通帳及び印鑑を持参し

て、市子育て支援課又は各総合支所市民生活課の窓口で申請してください。

※申請者名義の口座に限りです。

申請期限

出生又は転入した翌日から15日以内
※15日を過ぎると児童手当を受給できない月が発生することがあります。

現況届

毎年6月に、現況届の提出が必要です。案内については、6月中に送付予定ですので、ご注意ください。



つどいの広場

子育て家庭の親とその子どもが、気軽かつ自由に利用できる「つどいの広場」を開設しています。

開館日時及び時間

月～金曜日 10時～16時
※日曜日は毎日開館

対象者

概ね3歳未満の児童とその保護者

利用料

無料

各施設

名称	施設名	電話番号
ひよこ	東地区学習センター	31-1190
ふれあい	串良ふれあいセンター	63-5030
りな	リナシティかのや	44-2277
バンビ	田崎地区学習センター	41-5066
ひまわり	西原地区学習センター	31-1193

ふたばRCCルーム

開館日及び時間

○月曜日 身体測定(予約制)
○火・水・木(午後)・金曜日 9時30分～15時

活動内容

施設の開放、子育て相談、移動RCCルーム、子育て勉強会、誕生会、おためしランチ など

※移動RCCルームは、輝北総合福祉センター

(月1回、毎月20日前後)

吾平保健センター

(月1回、毎月15日前後)

で開設しています。

●対象者 乳幼児とその保護者

●利用料 無料

●ふたばRCCルーム(上谷町) ☎0994-416192

子ども医療費助成金

小学校を卒業するまでの子どもの医療に要した費用のうち、保険診療による自己負担分を助成します。

助成を受けるためには、出生・転入時に、子育て支援課又は各総合支所市民生活課で受給者の登録が必要です。

小学校在学中は、入院した(する)場合にのみ助成が受けられますので、受給資格者証を持っていない人は新たに登録手続きが必要です。

助成額

○小学校就学前
11入院・外来共に全額助成
○小学校在学中
11入院分のみ全額助成

申請方法

健康保険証、受給資格者証を提示し、「自己負担額支払明細個票」を医療機関等へ提出してください。



※県外の医療機関については、子育て支援課又は各総合支所市民生活課の窓口で申請してください。

○「自己負担額支払明細個票」は、各医療機関等の窓口においてあります。

○必要事項を記入してあるものであればコピーでの提出も可能です。

○助成金の振込は、受診月の2か月後の月末になります。

※高額療養費に該当する可能性がある場合、さらに時間を要します。



▲受給資格者証